

議案第42号

交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和4年6月6日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用等の公費負担に係る限度額を引き上げたいため。

交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例案

交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成6年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第4条第2項中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

(交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成20年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までその期日を

告示された選挙については、なお従前の例による。

